

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月3日
【事業年度】	第62期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社三ツ星
【英訳名】	MITSUBOSHI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 洋一
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区上本町五丁目3番16号
【電話番号】	06（6762）6953
【事務連絡者氏名】	取締役 総務部長 前田 明作
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区上本町五丁目3番16号
【電話番号】	06（6762）6953
【事務連絡者氏名】	取締役 総務部長 前田 明作
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第62期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に一部誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) (省略)

(10) 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

(1)～(9) (省略)

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

(自己の株式の取得)

当社は、自己の株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。

(11) 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。